

達 示 第 2 6 号
平成 1 9 年 6 月 1 日

一部改正 平成 26 年 3 月 14 日達示第 5 号
一部改正 平成 29 年 10 月 5 日達示第 7 号

東京拘置所長 児 玉 一 雄

自己契約作業実施細則の制定について
標記について、別紙のとおり定め、即日これを施行します。
なお、平成 1 8 年 5 月 2 4 日付け達示第 1 1 号「自己契約作業実
施細則の制定について」は、廃止します。

自己契約作業実施細則

(目的等)

第1条 この細則は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）第39条の規定による自己契約作業（以下「この作業」という。）の適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

2 この作業の事務処理等は、被収容者の余暇活動の援助等に関する訓令（平成18年法務省矯成訓第3325号大臣訓令）及び平成18年5月23日付け法務省矯成第3326号矯正局長依命通達「被収容者の余暇活動の援助等に関する訓令の運用について」に定めるところによるほか、この細則の定めるところによる。

(事務処理等の分掌)

第2条 この作業に必要な事務処理等は、次の部門等が分掌して行うものとする。

(1) 処遇部門

この作業の実施の監督に関する事項

(2) 指導部門

ア この作業の許可、停止及び取消しに関する事項

イ この作業の契約に関する事項

ウ この作業の製素品の受払いに関する事項

エ この作業の技術指導に関する事項

オ この作業の報酬に関する事項（次号に掲げる会計課が分掌する事項を除く。）

(3) 会計課

この作業の契約相手方からの報酬の差入れの処理に関する事項

(相手方の選定)

第3条 この作業の契約の相手方は、当所が指定する事業者等に限るものとする。

(許可基準)

第4条 この作業は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、許すものとする。

(1) この作業を行うことを許すことにより、当所の規律秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがないと認められること。

- (2) この作業を行うことを許すことにより、矯正処遇として行わせる作業の作業量の確保に支障を生ずるおそれがないこと。
- (3) この作業を行う者が、勤労意欲、能力その他の事情を考慮し、この作業を行うことが可能であると見込まれる者であること。
- (4) この作業を行う者が受刑者である場合には、制限区分が第1種若しくは第2種に指定され、又は制限区分が第3種に指定され、かつ、仮釈放審査のための地方更生保護委員会の委員による面接を終えていること。
- (5) この作業を行う者が、懲役受刑者である場合には法第92条に規定する作業を、禁錮受刑者又は拘留受刑者である場合には法第93条に規定する作業を、それぞれ現に行っていること。
- (6) この作業を行う者が過去1年以内に作業拒否、作業の製素品の不正使用等の作業に関する反則行為により懲罰を科されていないこと。

(適格者の決定)

第5条 この作業を行うことを出願した者については、作業審査会において前条に定める許可基準により審査し、適格者を決定するものとする。

(誓約及び作業心得)

第6条 前条の規定により適格者と決定された者には、「自己契約作業誓約書」(別紙1)に掲げる事項を誓約させるとともに、「自己契約作業心得」(別紙2)を交付した上で、この作業を行うことを許すものとする。

(取消し)

第7条 この作業を行う者が、次の各号の一に該当するときは、この作業の許可を取り消すことができる。

- (1) 自己契約作業心得の4に掲げる禁止事項に違反したとき。
- (2) 故意に作業をしないとき。
- (3) 反則行為により懲罰(戒告を除く。)を科されたとき。
- (4) 休養等によりこの作業を行うことができない期間が1月を超えたとき。
- (5) 材料の交付を受け、製品出荷の指示があっても製品を提出しないとき。
- (6) 不良品を多数出したとき。

2 契約事業者との間における作業量の確保に支障が生じ、この作

業の継続が困難となった場合には、この作業の許可を取り消すものとする。

(取消し後の再出願)

第8条 前条第1項により、この作業の許可を取り消された者は、その日から起算して6月以上経過しなければ、再度、この作業を行うことを出願することはできないものとする。

(中止)

第9条 この作業を行う者は、特別の事情が認められない限り、2週間以上前に中止日を記載した願せんを首席矯正処遇官(指導担当)に提出しなければ、自らこの作業を中止することはできないものとする。この場合においては、前条の規定を準用する。

(停止)

第10条 この作業を行う者が、休養、反則行為の調査等の事由から、この作業を行わせることに支障があると認められる場合又は審査の申請、事実の申告、苦情の申出、告訴、告発等の書面を作成するため、この作業を行わせる十分な時間を確保できないと認められる場合には、当該事由がやむまでの間、この作業を停止させることができるものとする。

2 この作業を行う者であって、通信教育等の受講のため、この作業を一時停止する必要が生じた者が、その理由、期間等を記載した願せんを首席矯正処遇官(指導担当)に提出した場合には、相当と認める場合に限り、この作業を停止することを許すものとする。ただし、その期間は、1月を越えないものとする。

3 前項により、停止を許可された者は、現にある作業製品を完成させた後、通信教育等に取り組むものとする。

(実施時間及び場所)

第11条 この作業を行う時間帯については、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則(平成18年法務省令第57号)第19条第2項各号に定める日以外の日において、受刑者にあつては余暇に充てられるべき時間帯とし、受刑者以外の被収容者にあつては食事、就寝その他の起居動作をすべき時間帯以外の時間帯(居室内で就業する受刑者の就業時間帯に限る。)とする。

2 この作業を行う場所は、自己の居室とする。

(作業指導等)

第12条 この作業を行う者が、この作業の技術指導、契約の相手

方との連絡調整その他この作業の実施に関する事項について援助を申し出た場合において、必要と認められるときは、指導部門の職員がこれに当たるものとする。

(材料、器具類の貸与及び保管)

第13条 この作業に必要な器具類については、契約の相手方が提供するものを使用させるものとする。ただし、相当と認める場合には、当所の作業備品たる器具類を貸与し、使用させることができる。

2 前項の器具類の品目及び点数については、この作業の内容及び手順等に応じて、別にこれを定める。

3 この作業を行う時間帯以外における製素品、器具類等の保管については、別に定めた場所とする。

(破損等が生じた器具類の交換)

第14条 この作業を行う者に貸与する器具類が破損し、又は消耗した場合には、居室担当職員を通じて作業計算工場担当職員に当該器具類を提出させ、交換を行うものとする。

(製素品の管理)

第15条 製素品の受払いは、指導部門の職員が、その都度、「作業材料及び製品受払票(別紙3)」に記載して、管理する。

(報酬の手続)

第16条 この作業を行う者に対する報酬は、毎月末に当月分の仕上高を集計し、当該者が契約の相手方に支払うべき金額を通知するものとする。

2 前項の報酬は、契約の相手方からこの作業を行う者に差し入れさせるものとする。

3 この作業を行う者が、釈放、移送その他の事由により、月の中途において、この作業を終了し、又は中止した場合には、当月分の仕上高の集計、報酬金額の通知及び報酬の差入れは、前項の規定にかかわらず、その都度行うものとする。

4 第7条の規定により、この作業の許可を取り消し、又は第10条の規定により、この作業を停止したときの半製品については、報酬の計算を行わないものとする。

(文書の保存)

第17条 この作業の契約書の写し、報酬等に関する記録その他の文書は、この作業終了後、3年間保存するものとする。

(支所における準用)

第18条 本細則の規定は、松戸拘置支所に準用する。この場合において、第9条及び第10条第2項中「首席矯正処遇官（指導担当）」とあるのは「統括矯正処遇官」と、第12条及び第15条中「指導部門の」とあるのは「居室担当」と、第14条中「居室担当職員を通じて作業計算工場担当職員」とあるのは「居室担当職員」と読み替えるものとする。

自己契約作業誓約書

この度、自己契約作業を許可されましたので、これを行うに当たり、次の事項を守ることを誓約します。

- 1 自己契約作業実施心得に従い、誠意をもって作業に従事いたします。
- 2 業者からの提供物品は丁寧に扱い、傷つけたり紛失したりすることのないよう十分注意いたします。
- 3 自己契約作業中は、他の者に迷惑を掛けるようなことはいたしません。

平成 年 月 日

東京拘置所長 殿

第 番 氏 名 印

別紙2

自己契約作業心得

東京拘置所

自己契約作業についての正しい認識をもってもらうために、この冊子を作りました。これをよく読んで、自己契約作業の意義を十分理解し、この作業心得に沿って、確実な作業を行ってください。

『自己契約作業の意義等』

自己契約作業とは、余暇時間(受刑者にあつては余暇に充てられるべき時間帯をいい、受刑者以外の被収容者にあつては食事、就寝その他の起居動作をすべき時間帯以外の時間帯をいう。)において、刑事施設がより良い余暇活動の援助等を行うことを目的に設けられた制度であり、受刑者の就業日の定められた時間帯において、刑事施設の長が指定する外部の事業者との契約に基づいて、自己のために実施する作業のことをいいます。

自己契約作業については、出願したからといってすべての対象者が許可になるものではありません。この作業を許可する上での慎重な審査を行い、適格者が選定されますので、あなたは多数の被収容者の中から選ばれて、自己契約作業に就くことができたということを知覚し、この「自己契約作業心得」を確実に守ってください。

『自己契約作業心得』

1 作業実施時間帯

作業の実施は平日(受刑者が作業を行わない日を除く。)とし、受刑者にあつては余暇時間、受刑者以外の被収容者にあつては、余暇時間のうち、居室内で就業する受刑者の就業時間帯とします。

2 作業実施場所

自己の居室とします。

3 報酬の手続

賃金は、原則として1月単位で契約事業者から差し入れられ、領置金に組み込まれます。

4 禁止事項

自己契約作業を実施するに当たって、次の行為を禁止します。

- (1) 定められた日及び実施時間帯以外に、自己契約作業を行うこと。
- (2) 正当な理由なく、教化上の行事等に参加せず、自己契約作業を行うこと。
- (3) 自己契約作業の材料又は器具類を他の用途に使用すること。
- (4) 同室者に自己契約作業を手伝わせること。

5 自己契約作業の停止及び中止

正当な理由があるときには、自己契約作業を一定の期間、停止することができます。停止の必要が生じた際には、担当職員に申し出てください。ただし、停止の期間は1

月以内とします。

また、2週間以上前に願せんを提出することにより、自己契約作業を中止することができます。ただし、一度中止した者は、少なくとも6か月間は自己契約作業を再開することができません。

6 自己契約作業の取消し

次の事項に該当するときには、自己契約作業の許可を取り消されることがあります。

- (1) 自己契約作業心得の禁止事項に違反したとき。
- (2) 故意に作業をしないとき。
- (3) 反則行為により懲罰（戒告を除く。）を科されたとき。
- (4) 休養等により自己契約作業を行うことができない期間が1月を超えたとき。
- (5) 材料の交付を受け、製品出荷の指示を受けても製品を提出しないとき。
- (6) 不良品を多数出したとき。
- (7) 契約事業者との間における作業量の確保に支障を生じ、自己契約作業の継続が困難となったとき。

7 損害の賠償

あなたの故意又は過失によって、作業材料、器具類に損傷を与えたり、紛失したり、不良製品を作ったりした場合には、領置金又は作業報奨金によって賠償しなければならないことがあります。

作業材料及び製品受払票 (平成 年 月中旬)